

【資料②】 いずれか一方の性別の登用率40%未満の審議会等について

※ただし、委員数が5人以下の審議会等については、除外しています。

基本目標	I	あらゆる分野における女性の活躍	施策の方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策	①	市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
主な取組	2	審議会・委員会等委員への女性委員の積極的登用に努めます			
担当課	関係課				
審議会等の名称	市町村防災会議（会長含む）				
1	委員選考方法の積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	<p>当会議の目的からも構成団体を見直すことは難しく、各団体も代表者が自ら委員として参画を望む傾向があるため、市の方針だけで女性を登用するのは難しい。</p> <p>今後、各団体から委員の推薦をいただく際に、市の考えを伝え、女性の登用を促すことで、女性の登用率を上げられるように努めていきたい。</p>			<p>【目標達成年次】令和6年度（次期委員改選年度） ・佐伯市防災会議条例</p>	
5.0%					
担当課					
防災危機管理課					
審議会等の名称	建築審査会				
4	委員選考方法の積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	<p>当審査会の構成は建築基準法第79条により、「委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る者」と定められている。委員の選任においては、高い専門性が必要とされることから、組織の長に依頼している。</p> <p>各組織では定期的な人事異動があるため、女性登用目標値40%の達成を明言することはできないが、男女共同参画に努めていく。</p>			<p>【目標達成年次】令和7年度（次期委員改選年度） 令和3年度は目標を達成したが、令和4年度以降は委員が所属する組織の人事異動により未達成となっている。</p> <p>今後は令和7年度の委員改選時での目標達成に向けて、女性登用の向上に向けて取り組みを継続していく。</p>	
14.3%					
担当課					
建築住宅課					
審議会等の名称	介護認定審査会				
5	委員選考方法の積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	<p>各関係機関からの推薦での選考であるが、依頼時にできるかぎり女性の選出をお願いしたい。</p>			<p>保健・福祉分野は女性が多いため、比較的、女性委員の登用が可能であるが、医療分野の医師・歯科医に女性が少なく目標達成は困難な部分がある。</p>	
37.5%					
担当課					
高齢者福祉課					
審議会等の名称	市町村交通安全対策会議				
8	委員選考方法の積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	<p>所掌事務（交通安全計画作成・実施、陸上交通の施策企画に関する審議・実施推進）の性質上、関係機関のあて職となり、選考方法の見直しは難しい状況であるが、委員の一部については推薦団体に女性委員の推薦依頼等をしていきたい。</p>			<p>【目標達成年次】令和8年度 根拠：委員のうち3人は、佐伯市交通安全対策会議条例第3条により指定された役職をもって委員に充てている。指定の役職は男性の比率が高く、国・県・市の職員を各一人及び市長が必要と認める者について委嘱している。これまでも女性委員の推薦依頼を計画書作成時には常にお願しているが目標達成には繋がっていない。引き続き推薦団体に女性委員の推薦を依頼し「令和8年度交通安全計画書」の作成時には目標達成を目指したい。</p>	
8.3%					
担当課					
総務課					

審議会等の名称		社会教育委員会	
10	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	当委員会は登用率を満たしていたが、令和5年6月末の改選において委員18名のうち、4名が交代し、前任が女性4名に対し、新任が女性3名、男性1名と調整がつかず女性登用率が40%未満となった。次期の改選に向けては基準を満たすように事前の調整を行います。	【目標達成年次】令和7年度（次期委員改選年度） 次期委員改選時には、女性登用率40%を目指し検討する。	
38.9%			
担当課			
社会教育課			
審議会等の名称		佐伯市文化財保護審議会	
11	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	令和5年8月に委員改選を行い、委員15名中2名、女性の登用をすることができた。	次期委員改選時には、女性登用率40%を目指し検討する。	
13.3%			
担当課			
社会教育課			
審議会等の名称		佐伯市都市計画審議会	
12	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請していきます。また、構成割合の高い市議会議員については女性議員の選任を要請していきます。	【目標達成年次】令和7年度（次期委員改選年度）	
20.0%			
担当課			
都市計画課			
審議会等の名称		佐伯市障害者給付認定審査会	
13	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	障害者給付認定審査会の委員は、障がい者の実情に通じた者のうちから、障がい保健福祉の学識経験を有する者であつて、県が実施する市町村審査会委員研修等の受講が必要で、身体障がい、知的障がい、精神障がいの各分野の均衡に配慮した構成とすることになっている。委員は審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を認識する必要がある。以上のことから、委員の構成が性別を特定し任命するのは難しい状況ではあるが、女性委員の登用推進のため、女性職員等が受講するよう関係団体に働きかけ、人材確保に努めていく。	【目標達成年次】令和7年3月31日 (次期委員改選日) 学識経験や専門知識を必要とする職務内容の特殊性から女性登用ができていなかった。 次期更新年度までには、人材確保に努めていく。	
30.0%			
担当課			
障がい福祉課			
審議会等の名称		佐伯市自殺対策連絡協議会	
14	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	自殺対策連絡協議会委員は、医療、保健、福祉、消防、警察、労働、法律等、生活に関連して幅広い職域から選定している。委員の性別を特定し任命するのは難しい分野・職種もあるが、自殺予防対策・人々の生活を守る視点で関係団体に働きかけ、女性委員の登用推進・人材確保に努めていく。	【目標達成年次】令和8年3月31日 (次期委員改選日) 次期更新年度までには、人材確保に努めていく。	
30.0%			
担当課			
障がい福祉課			

審議会等の名称		佐伯市歴史文化施設運営協議会	
16	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	佐伯市歴史文化施設運営協議会条例の委員選出区分により、令和5年7月に委員改選を行い、委員14名中4名、女性の登用をすることができた。	次期委員改選時には、女性登用率40%を目指し検討する。	
28.6%			
担当課			
社会教育課			
審議会等の名称		佐伯市市場取引委員会	
17	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	条例に記載する市場運営に精通した者、消費者代表等の6つの職種から委員を委嘱しており、女性の登用が困難ではあるが、消費者としての女性の意見も多く求めていくため、可能な限り女性を登用する。	【目標達成年次】令和8年度 業種の特徴として、関わる人の割合は男性が多いため、2年ごとの改選で徐々に増やし、令和8年度に40%を目指す。	
20.0%			
担当課			
水産課			
審議会等の名称		佐伯市水産振興協議会	
18	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	条例に記載する漁業者の代表、漁協の役職員等の6つの職種から団体の長に委員を委嘱しているが、今後は各業種団体の長にこだわらず、可能な限り女性を登用する。	【目標達成年次】令和8年度 水産業の特徴として、男性中心の世界であるが2年ごとの改選で徐々に増やし、令和8年度に40%を目指す。	
20.0%			
担当課			
水産課			
審議会等の名称		子ども・子育て会議	
22	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
男性登用率	本会議の選定根拠である委嘱対象者は「①子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者、②子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者」とあり、保育事業に従事し、識見等を有する者に女性が占める率が高いため、登用率が60%を超えてしまうため、保護者として参加する対象に男性を増やすよう検討します。	【目標達成日】令和6年4月1日 委嘱している組織の代表が女性から男性になったため、現在では60%以下を達成している。 委員総数：18名 男性：8名(44%) 女性：10名(56%)	
38.9%			
担当課			
子ども福祉課			
審議会等の名称		佐伯市バイオマス利活用推進協議会	
26	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	当協議会の委員については「佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例」第4条に規定されている。同条第1項各号により選任された各種団体の長に男性が多かった。 次期協議会委員については、同条第1項各号による各種団体の選考及び女性登用率が40%を超えるよう役職委員の選任を検討します。	【目標達成年次】令和7年度 (次期協議会委員の委嘱日)	
33.3%			
担当課			
環境対策課			

審議会等の名称		佐伯市総合計画審議会	
28	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	委員の選出団体に、可能な限り「若者・女性」を選出してもらうように依頼し、女性の登用40%を目指そう、選出団体に依頼していきます。	【目標達成年次】令和7年(次期委員改選年度) 関係機関からの選出団体に「女性部」等の女性が所属する部等がある場合は、積極的に働きかけます。ただし、今年度(6年度)途中で改選等がある場合は、積極的に働きかけます。	
36.0%			
担当課			
政策企画課			
審議会等の名称		佐伯市林業振興協議会	
31	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	当協議会について規定している「佐伯市林業振興協議会条例」に定める委員の選出区分において学識経験者等女性の登用を選択できる選出区分については、積極的に女性を登用するよう取り組む。	【目標達成年次】令和7年8月24日 (次期審議会改選後の委嘱日)	
36.4%			
担当課			
林業課			
審議会等の名称		佐伯市農業振興協議会	
34	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	時期委員選考時に、女性の認定農業者に依頼します。	【目標達成年次】令和8年4月1日 次期協議会改選後の委嘱日	
35.3%			
担当課			
農政課			
審議会等の名称		佐伯市介護保険事業計画等策定委員会	
35	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	次期計画策定に向けた委員の選考にあたっては女性登用率が40%以上となるよう、選考要件の検討等を行う。	【目標達成年次】令和8年度 次期計画策定に向け、できる限り女性登用率40%超となるよう、選定要件の検討を行う。	
39.1%			
担当課			
高齢者福祉課			
審議会等の名称		農業委員会	
44	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	農業委員会等に関する法律第8条第7項に「委員の任命にあたっては、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない」と規定されており、この規定に沿った任命を心がけているが、同法同条第5項の規定により、委員のうち認定農業者が過半数を占める必要があり、農業委員は推薦または公募により候補者となった者のうちから任命するため、現状において選考基準に女性委員の登用率を明記した場合に女性候補者数が過不足となることも懸念されることから、選考基準にその旨を明記することはせず、家族経営協定の締結や夫婦での共同認定申請を進める中で、女性委員の登用率向上に努めたい。	【目標達成年次】令和8年度(次期改選時) 委員総数17名に対し、登用率40%を満たす7名の女性委員選任を目標に積極的登用に努める。 ※7名の内訳は以下のとおり計画 ・中立委員 1名 ・認定農業者 5名 ・農協推薦 1名	
23.5%			
担当課			
農業委員会事務局			

審議会等の名称	固定資産評価審査委員会	
45	委員選考方法の積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	目標達成年次及びその根拠
女性登用率	<p>固定資産評価審査委員は、専門性を有する有識者の方を選任していますが、男女の区別はありませんので、女性の有識者の方をこれまで以上に積極的に登用できればと思います。</p>	<p>【目標達成年度】令和8年5月27日及び7月7日 (次期改選日)</p>
33.3%		
担当課		
監査委員事務局		